「『公共経営の論理』―サンディ・スプリングス市から New Public Managementのあり方を検討する一考察—」

政策研究科博士課程 小川俊介

要旨

慢性的な財政赤字と累積し肥大化する赤字国 債、少子高齢化に伴う社会保障費の増大、社会イ ンフラの老朽化に迫られるインフラ更新費用など を背景として、財政健全化に向けた行財政改革が 様々に取り組まれている。しかし、財政状況は改 善されず、悪化している。本論文は、このような 状況をいかに打開していくべきかを公共経営から 考察し提言することを問題意識としている。

行財政改革の世界的潮流となるニュー・パブ リック・マネジメント (New Public Management 新公共経営:NPM)の歴史的な意義を踏まえ て、NPMやその具体化である公民連携(public private partnership: PPP) を一手法としてでは なく、次世代の政治・行政のパラダイムとして位 置づけて公共経営のあるべき姿を検討する。

特に、NPM/PPPにおける先進事例と位置づけ られる米国サンディ・スプリングス市を事例とし て考察する。サンディ・スプリングス市は、10万 人の都市を公務員9人でマネジメントしており、 警察・消防以外はすべて民間企業に包括委任して いる。NPM/PPPによって、行政コストを半減さ せるとともに、行政サービスの質を向上させて住 民の満足度を高めている。サンディ・スプリング ス市で実証された公共経営の要諦と課題を整理 し、提言する。

目次

第1章	公共経営に関する問題意識の背景… 2	24
第2章	公共経営としてNPMが生み出された	
	歴史的経緯と意義	26
第1節	i 歴史的な経緯を踏まえたNPM本来の	
	使命	26

第 2	節 NPMと公民連携(PPP)における
	課題
第3	節 日本におけるNPMの展開 3
第3章	I NPMを徹底した
	サンディ・スプリングス市の考察 … 3.
第 1	節 サンディ・スプリングス市の基礎情報 … 3.
第 2	節 NPMに基づいてサンディ・
	スプリングス市が設立された効果… 3
第3	節 サンディ・スプリングス市の先行研究… 3
第4章	エーサンディ・スプリングス市が示す
	公共経営の要諦と課題 3
第 1	節 「官民の守備範囲」を
	ゼロベースで再考する 3
第 2	節 「自立した住民」による行政運営の
	検討 3
第3	
	民間企業」の参入3
第 4	節 シティー・マネージャーのプロ
	フェッショナリズムによる提案 … 4
第5章	MPMにおける今後の課題 ···········
図 1	OECD in search of results performance
	management practices p.11 2
図 2	豊島区新庁舎 豊島区ホームページより … 3
図3	ジョージア州サンディ・スプリングス市
	位置図 wikipediaより掲載 3
図 4	サンディ・スプリングス市公式紋章 … 3
図 5	The Atlanta Journal-Constitution web
	サイト2018年5月8日付記事 3
図 6	新庁舎CITY SPRINGS ホームページ… 3
表 1	時代変遷する政治・行政の主導原理
	筆者作成
表 2	内閣府 民間資金等活用事業推進室

「PPP/PFIの推進について 」より …… 30

表3	国民負担率の推移(社会保障費除く)	
	筆者作成	30
表 4	総務省データをもとに筆者 加筆作成…	31
表5	「国鉄及びJRに対する国からの補助金額	
	の推移」国土交通省ホームページより …	32
表6	アメリカ合衆国 国勢調査局(Bureau of the	5
	Census) 最新データより 筆者作成	35
表7	各種資料をもとに筆者作成	36
表8	タクスフォースの分担	39
表 9	山本 (2014) 「新たなる都市経営への挑戦	ĹŚ
	より転載	40
表10	サンディスプリングス市 決算書より	
	等老作品	19

第1章 公共経営に関する問題意 識の背景

問題意識の背景としては、累積する赤字国債 1.100兆円が象徴する慢性的な財政赤字1、少子高 齢化による社会保障費の増大²、インフラ更新費 用の潜在的な需要拡大330兆円3、以上のような将 来的な増税圧力による消費経済の減退など、国お よび地方自治体における財政のあり方が根本的に 問い直されている。

このような課題に対して、政府や地方自治 体も検討を重ねて、行財政改革やNew Public Management (ニュー・パブリック・マネジメン ト/新公共経営:以下NPMと略す)に基づく様々 な政策手法が1980年以降、順次導入されて来てい る。しかし、日本政府の財政状況は改善せず、よ り悪化している。行政改革やNPMを財政健全化 の成果に結びつける方法を検討することが本研究 の問題意識である。

財務省の「これからの日本のために財政を考え る」において、財務省は消費税10%への増税の必 要性としているが、2014年4月1日の消費税の増 税(5%から8%へ引き上げ)は景気を減退させ た。これ以上の税負担を求めても税収は増えずに 減少する。また、社会保障費を消費増税で賄うに は消費税50%4必要であるとの試算もあり弥縫策 では解決しない。

一方、地方自治体においては、三位一体改革に 基づき自治体の自立に向けての改革が要請されて いる。夕張市の財政破綻以降、自治体財政健全化 法の4指標が施行されて、地方自治体の財政規 律については実質赤字比率 (-20%)、連結実質 赤字比率 (-40%)、実質公債費率 (35%)、将来 負担比率(-350%)と財政計画のフレームワー クが設定⁵されて、表面的には健全化が進んでい るように見える。しかし、難波(2018)は「平成 28 (2016) 年度の決算状況調べを基に各自治体の 財政状況を見ると、全国の市町村と東京特別区計 1741自治体のうち、1164自治体(527市区、637町村) で義務的経費(人件費、扶助費、公債費の合計) が自主財源の額を上回っており、そのうち193自 治体で義務的経費が自主財源の2倍を超える。人 件費だけだと94自治体、扶助費のみの場合でも42 自治体が自主財源を上回っている」6と自治体に 財政的自立性がないことを指摘している。地域格 差を再配分によって補填することが当然視されて いるが、自主財源による自治を検討することも求 められる。画一的な業務による行政経費も白紙で

¹ 財務省「これからの日本のために財政を考える」平成30年3月 https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_ condition/related_data/201803_kanryaku.pdf 2018年5月18日現在

² 小黒一正 (2014) 『財政危機の深層』NHK出版新書 本書では年金積立金が750兆円取り崩されて不足してい ることを指摘している。

³ 根本祐二 (2011) 『朽ちるインフラ』 日本経済新聞社 本書ではインフラ更新費用が年8兆円生じることを警鐘 している。

⁴ 小林慶一郎(2014)「消費税率50%超が要求される日本財政「不愉快な算術」」ではキヤノングローバル戦 略研究所での検討を紹介して、消費税53%~60%の必要性を述べている。 https://www.nippon.com/ja/ simpleview/?post_id=24367 2018年 6 月 9 日現在

[「]地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月22日法律第94号)

⁶ 難波悠(2018)「新市の設立がもたらす公共サービスへの問いかけ―サンディ・スプリングス市の包括民間委 託と周辺での広がりを事例に」東洋大学 PPP 研究センター

見直して、地域によっては議会も不要とするな ど、自主的で自律的で自由な地域創生が様々に取 り組まれている。中央官庁の改革は重要だが、主 権者が認識しやすい地方自治の改革が、政治参加 の基礎となる。国による補填に依存している現状 を脱する主権者意識の醸成が必要である。

また国立社会保障・人口問題研究所の最新の報 告では、2045年までに日本の人口は1億0642万人 になると予想しており、今後30年以内に2000万人 近くが減少する。都市部ではやや緩やかな減少が 見込まれるが、地方では3割を超える人口減少が 現実となる。「地方消滅」という強い警告を受け て、地方創生が国家的課題と認識され取り組まれ ている。東京都や主要都市よりも地方の人口減少 はより激しいことに危機感を持つ自治体では、歳 入減少による予算不足に陥る状況を見据えて、実 際に、中山間地域の上下水道敷設代替工事・橋脚 改修工事・除雪地域縮減など、住民生活に大きな 影響を与えるコンパクトシティ7の実現に懸命に 取り組んでいる。現在、各自治体においては、「長 期人口ビジョン」に基づいて、「公共施設等総合 管理計画」を作成し、「省インフラ」を検討して いる。しかし、1980年より行政改革が繰り返し取 り組まれていながら、財政状況は改善されず、悪 化し続けている。

「省インフラ」は大切な取り組みではあるが、

財政再建を実現するためには現状維持の延長線上 に解はなく、ゼロベースで見つめ直す「体系的破 棄」8が求められる。主権者の立場から地方自治 のあるべき姿を追求して、肥大化し続ける行政に 対して「官の守備範囲」を限定すること、主権者 における「最小限の税負担 | の範囲内における行 政運営を基本とすること、簡素な官による最大限 の効率性ある行政を行う必要がある。官のために 民があるわけではない。民のための官であり、民 がコントロールできるガバナンスが求められる。 「省インフラ」から「省税金」「省財政」「省行政 機構」にまでコミットすることが公共経営として 求められる。

本研究ノートは増税⁹ではなく、経営的アプロ ーチでの解決策を探求し、政府における財政健全 化、持続可能性のある行財政のあり方を地方自治 体レベルにおいて検討する。

第1章では、問題意識の背景を明示した。第 2章では、NPMについての先行研究を踏まえて、 市場原理に基づいたNPMを基軸として「あるべ き公共経営」についての考え方を整理する。そし て、第3章では、実際にNPMに基づき、効率的 に運営されている世界的なNPMの成功モデルで ある米国ジョージア州サンディ・スプリングス市 を考察する。全米の公共経営に影響力を与え、世 界的に行政のあり方について一石を投じているサ

7 コンパクトシティとは「都市において、都市機能や居住機能を都市の中心部等に誘導し、再整備を図るととも に、これと連携した公共交通ネットワークの再構築を図ること」で、都市を集約して行政サービスやインフラ 等の負担を最小限にすることを目指す施策。

国土交通省 平成26年7月4日「国土のグランドデザイン2050」概要 http://www.mlit.go.jp/common/001047114.pdf 2018年8月31日現在

- 8 ドラッカー『イノベーションと企業家精神』ダイヤモンド社第13章2節、『マネジメント(下)』ダイヤモンド 社p.692
- 9 山本勝市(1980)『社会主義理論との戦い』国民文化研究会P.255では「金森久雄氏(日本経済研究センター理 事長)が「個人の借金から国家の借金を類推することは、誤りである。両者は根本的に違う」と言っているこ とは認めてよい。国家はいくら借金しても破産しない、ということも仰せの通りである。しかし、過度の国債 の発行―増税―元利支払い、という過程において、国家の強制力による私有財産の収奪が行われる事実を無視 している。強制力による財産の喪失が「負担」でないはずはない。国家はいくら借金をしても個人のように破 産することがない、という事実は、国家は強制的に税を課する力を独占し、信用膨張によって貨幣を減価させ る手段を独占していることの結果である。だからこそ、国家は増税にも、借金にも、慎重の上にも慎重でなけ ればならない。」と国債依存の度を増す時代的傾向に対して警鐘を鳴らしている。断片的に政策論だけで是非 を考えるだけではなく、国家に依存することが、国家による収奪を正当化して、個人の自由を失わせるという 「人類の長い、苦い経験が生んだ常識である正当的・伝統的な考え方」の重要性を認識する必要がある。

ンディ・スプリングス市におけるNPMに関して 基本的な構造を整理する。第4章では、サンディ・ スプリングス市の課題を整理し、NPMに基づく 公共経営のあるべき姿をについて提言する。

本論文の題目を「『公共経営の論理』―サンデ ィ・スプリングス市からNew Public Management のあり方を考察する―」として、財政的閉塞感が 重積する政治・行政における地方自治体の今後の あり方を示す。

公共経営としてNPMが生 第2章 み出された歴史的経緯と 意義

第1節 歴史的な経緯を踏まえたNPM本来の使命

現代の行政学においては、科学的管理法 (Scientific Management ティラー¹⁰) の研究に NPMの源流を見出すことができるが、「NPM」¹¹ という言葉は、サッチャー改革について分析 をしたクリストファー・フッドが「1975年か らの15年間において「NPM」が世界的に最も 象徴的な傾向である」と報告した『A PUBLIC MANAGEMENT FOR ALL SEASONS ? 』12には じまる。NPMを具体化させたサッチャー改革の 原点13には、フリードリヒ・ハイエクの政治経済 の考え方(思想・哲学: philosophy) があり、自 由主義のphilosophyに基づいたNPMの実証が世界 的な行財政改革をうながし、深化し広がってい る。

"英国病"を克服するために断行されたサッチ

ャー改革については批判もある。"曲げすぎた棒 をまっすぐにするには、その反対のほうへ同じく らい曲げなければならない"¹⁴とアダム・スミス が指摘するように、元に戻すにはそれなりの力が 必要であった。結果として、NPMは英国を再建し、 世界的な行財政改革を引き起こした。

日本においても様々な取り組みがなされてい るが、個別具体的な"行政施策の一手法"に 過ぎない。方法を真似ても成功するとは限らな い。具体的な事例において推進する力を持つため には、様々な諸施策を生み出した原動力である philosophyを理解しなければならない。「木を見 て、森を見ず」の弊に陥る危惧がある。

歴史的な段階として「パラダイム転換」を重ね てきている現在の位置を確認する。表1「時代変 遷する政治・行政の主導原理」に要点をまとめた。 表1に基づいて簡単にNPMを生み出した歴史的 経緯を概観する。

まず、社会形成の源流にあっては、物々交換を する時代を重ねながら、やがて余剰が財となり、 貨幣が生み出されて、より多くの選択肢を与える 市場が形成されることとなる。ここに「市場の役 割」が社会の発展を生み出す原動力となる。

さらに経済活動が進化する中で、公共財の必要 性、公害などの外部性、自然独占、情報の非対称 性などの問題が「市場の失敗」として生じる。そ して、この社会の課題に対応するために「政府の 役割」が求められるようになる。政府(議会)は、 王の圧政に対して1215年にマグナカルタを制定し 「法の支配」を確認した。議会は、権力(徴税権)

- 10 Frederick Winslow Taylor (1911) [The Principles of Scientific Management] http://www.gutenberg.org/ebooks/6435 2018年5月29日現在
- 11 NPMの類型については、児山正史(2005)「NPM(新公共管理)の類型化」 人文社会論叢 社会科学篇 p.219-236を参照。
 - http://repository.ul.hirosaki-u.ac.jp:8080/dspace/bitstream/10129/922/1/AA11349190_13_219.pdf 2018年5 月27日現在
- 12 Christopher Hood (1991) A PUBLIC MANAGEMENT FOR ALL SEASONS? http://newdoc.nccu.edu.tw/teasyllabus/110041265941/Hood%20NPM%201991.pdf(2018年5月29日)
- 13 マーガレット・サッチャー/石塚雅彦訳(1993)『サッチャー回顧録』(上) P.25日本経済新聞社 「感化を与えたのは(略)ハイエクの『隷属への道』といった書物だった。私自身の政治家としての性格に、 いつまでも消えることのない刻印を残した。(略) 1960年代、70年代の社会主義至上の暗い年月の間、私を支 えてくれたのだ。」と記している。
- 14 アダム・スミス (1776) 『諸国民の富』 岩波文庫第3巻p.461

時代変遷	18世紀	19世紀	20世紀	21世紀
概念	万人の闘争	市場の役割	政府の失敗	公共経営の挑戦
	絶対的な国家権力の構築	夜警国家=小さな政府	行政国家現象=財政赤	NPMによる小さな政府
			字	
方向性	権利を実現する統治	基本的人権の確立	権利の拡大	自立した権利
理念	強制権力による自由	国家からの自由	国家による自由の実現	経営による自由の創出
			(=隷属への道)	
価値観	国家主権	自由権	社会権	NPM(経営力)
哲学・思想	ホッブス	J.S. ₹ ル	マルクス	ハイエク
	ロック		ウェッグ	ドラッカー
			ケインズ	

時代変遷する政治・行政の主導原理 筆者作成 表 1

を抑止する役割が期待されていた。本来、「自由 | とは「国家権力(増税)からの自由」であった。¹⁵ しかし、政府が様々な責任を担い、社会権に基 づく民意が累積して、年金・医療・福祉など「文 化的最低基準」を超えて肥大化していく。英国に おいては、1942年「ベヴァリッジ報告書」で提言 された"揺り籠から墓場まで"に象徴される「政 府に依存する社会主義的な政策」が推進された。 政府により養われることを「権利」と捉えて、「国 家により「自由」を与えられる」と考えるように なる。やがて、富の再配分をなす比重が大きくな り、行政の肥大化を助長し、既得権益や累積する 財政赤字などが「政府の失敗」として問題となる。 政府が自由を与えるのではない、それは「隷属へ の道」16であると警告されるようになる。

民主主義の要求をすべて実現することは、国民 の税金に依存する「無産国家」においては不可能 である。国家が約束することは、結局、私有財産

を侵害して、強制力により収奪し、他のものに供 与することである¹⁷。国家は全ての要求をかなえ る全知全能者でも、魔法であらゆることを可能に 幻想的なファンタジーでもない。国家に依存する ことは、個人の財産権や自由を阻害する事実を認 識するべきである。減税による財政再建を実現し たカルビン・クーリッジは「必要以上の過度な税 金は合法的強盗である」18として国家の役割を厳 しく戒めている。

このような肥大化した行政(議会)における閉 塞感を打開し、より効率的で付加価値の高い公共 サービスを提供する「NPMの役割」が求められ るようになった。

現代経営学の父と言われるP.F.ドラッカーは 「現存する仕事はすべて正しい仕事であり、何が しかの貢献をしているはずであるとの行政上の前 提は誤りである。」「逆に、現存する仕事は全て間 違った仕事であり、組み立て直すか、少なくとも

- 15 河野健二訳、フランソワ・フュレ編(1955)『フランス革命事典 I』 みすず書房P.776 では、フランス人権宣 言に立ち会ったラビィ議員が「我々が革命をなしたのは、ただ租税の支配者になるためだけだった」と発言し ていることを記している。
- 16 F・A・ハイエク 西山千明訳 (2013)『隷属への道』ハイエク全集 I-別巻 春秋社
- 17 山本勝市(1980)『社会主義理論との戦い』国民文化研究会 P.165では、「国家が保証するとは、全体の責任だ とか言っても、事実国民のある人々が受取るものは、必ず国民の他の人々から与えられねばならないのだ。」「国 家がわれわれを助けねばならぬというときには、いつでもわれわれ以外の他人の貨幣、他人の努力の成果、ま たは他人の貯蓄をあてにしているのである。」と指摘している。国家と言っても個人の生み出した財を基とし ていることを認識して、個人を豊かにすることの重要性を起点とする必要がある。故に、国家に依存すること は、個人の財産権や自由を阻害する事実を踏まえて、慎重になる必要があることが強く求められる。
- 18 "Collecting more taxes than is absolutely necessary is legalized robbery." -John Calvin Coolidge. New World Encyclopedia http://www.newworldencyclopedia.org/entry/Calvin_Coolidge 2018年8月17日 現在

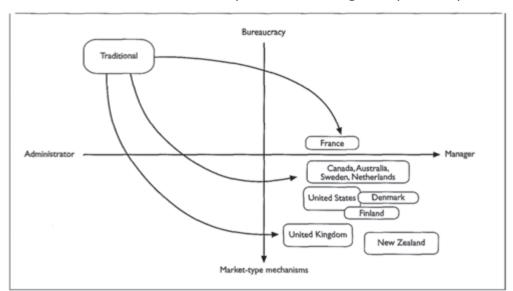


図 1 OECD in search of results performance management practices p.11

方向づけを変えなければならない。」「経営政策を 含め人間社会にかかわる事柄において重要なこと は、正しいか間違いかではない。機能するかしな いかである。」19と日本における経済成長を実現し てきた日本の行政モデルが今後の足枷になること を指摘しており、ゼロベースでの見直しを提言し ている。

NPMを単なる政府効率化のため道具として把 握するのでもなく、短期的な流行として把握する べきでもない。NPMを新しい政治行政の地平を 切り拓く「パラダイム・シフト」の過程として認 識すべきである。如以上の歴史的な観点を踏まえ て検討すれば、NPMは「行政効率化ための単な

る一手法」としてとらえるのではなく、「経営」 を基軸として、新しい政治・行政の地平を拓く根 本的な変革と認識する必要がある。21

図1に示したOECDの調査結果を見ると、伝 統的な行政における「Bureaucracy (官僚)」と 「Administrator (管理者)」という象限から、 「Market-type mechanisms (市場メカニズム)」 と「Manager (経営者)」という方向に大きく変 化していることが明確である。NPMは行政にお ける個々の手法として断片的にとらえられて、個 別の事例として理解されている。しかし、人類史 における大きなイノベーションとして歴史的視野 に立ち、個別具体的な事象の考察から普遍的な意

- 19 P.F.ドラッカー (1981) 『日本 成功の代償』 ダイヤモンド社
- 20 笠京子(2002)「NPMとは何か 執政部、市場、市民による民主的行政統制」香川法学 21 (3/4), PP.159-208 笠教授は、NPMを「効率化の一手段」としてではなく、行政国家において「市民が主権者としての立場を維 持するために、行政を民主的に統制する手段」として位置づけている。「NPMは、十分に行政府を統制しえな くなった立法府を補完する形で、行政権力を統制し抑制するための行政管理ルールと捉えることができる」と して、効率性だけではなく、民主性の回復がより基本的な要素であることを指摘している。筆者はNPMを「効 率化の一手段」としてではなく、主権者が基軸となる新しい政治的地平を切り拓く模索ととらえている点で認 識を共有しているが、政治過程論的に市民参加を解とするのではなく、統治論として行政のプロフェッショナ リズムの必要性をも問題意識としている。
- 21 「NPMを単なる政府効率化の道具として把握するのではなく、短期の流行として把握するのでもなく、NPM を長期的に新しい社会制度へ向かうパラダイム・シフトの過程のワン・ステップとして把握することが適切」 として同様に新次元への指摘をしている。
 - 上野宏(2005)『民営化とニュー・パブリック・マネージメントの論理的 帰結:政府の新しい役割』p.2 神戸 大学国際協力論集12

義をとらえる試みが求められる。

第2節 NPMと公民連携 (PPP) における課題

NPMを定義づけたHood (1991) は民間経営の 7つの法則を下記の通り提示している。

- (1)アカウンタビリティによって権力の分散では なく、マネジメントの行動責任と明確な任務 が求められる。
- (2)アカウンタビリティによって目的の明確な記 述と目標に対する効率性の厳格な視点が求め られる。
- (3)手続きよりも結果を重視する。
- (4)マネジメント可能な単位を創出し、提供と生 産の利益を分離し、公共セクターの外部と同 様内部に契約やフランチャイズによる効率性 の優位を求める。
- (5)コストを削減し、より優れたサービスの質を 達成するための競争が重視される。
- (6)公共セクターにおいて効果が論証された民間 セクターのマネジメントツールを用いる必要 性が強調される。
- (7)公共セクターの資源要求をチェックし「より 少ない資源でより多くのことを行う」ことが 必要とされる²²。

大住(2003)は「民間企業における経営理念・ 手法、さらには成功事例など可能なかぎり行政現 場に導入することを通じて、行政部門の効率化・ 活性化を図ること」として、下記の4つのコンセ プトに収斂している。

- (1)業績/成果による統制。
- (2)市場による統制。
- (3)顧客主義への転換。
- (4)ヒエラルキーの簡素化

NPMについては、様々な定義がなされている。 本論においては、NPMは「市場原理に基づいて、 民間企業における経営手法を可能な限り政治・行 政において適用することで、行政部門の効率化を 高めつつ、公共サービスにおいて付加価値の高い アウトカムを生み出すことを志向する公共経営」 とする。

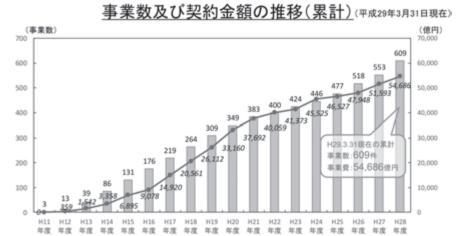
また、NPMを推進するための公民連携(Public Private Partnership / 以下PPPと略す)²³は、官と 民の役割分担と連携により民間活力を生かして、 公共事業の効率を高め、公共サービスの質を高め る原動力として期待されている。主な手法として はPFI(Private Finance Initiative)であり、税金 ではなく、民間資金を活用して公共事業を実現し ていく方法が採られるため、PPP/PFIと表記する こともある。英国では公共事業をPFIの手法によ って官業を民に移行する行政改革を行った結果、 Value For Money (VFM) は平均14% (行政経費 を14%削減)であった。2016年より2030年に向け て国連が推進しているSDGs²⁴においても17番目の テーマとしてPartnershipが位置づけられ、世界 的な課題を解決する実施手段として単なる税金の 投入ではなく、民間活力を活かした持続可能性の ある手法である「PPP」を求めている。

国連PPP推進局よりSpecialist Centre of Excellence on PPPs in Local Governmentsとして認定された 東洋大学大学院PPP専攻においては、「(1)(狭義 のPPP) 公共サービスの提供や地域経済の再生な ど何らかの政策目的を持つ事業が実施されるにあ たって、官(地方自治体、国、公的機関等)と民 (民間企業、NPO、市民等) が目的決定、施設 建設・所有、事業運営、資金調達など何らかの役 割を分担して行うこと。その際、「①リスクとリ

- 22 小林麻理・柴健次 (2013)「公共経営の変容と会計の機能」会計検査研究 No.47 http://www.jbaudit.go.jp/koryu/study/mag/pdf/j47d15.pdf 2018年6月8日現在
- 23 米国NCPPP (National Council for Public-Private Partnerships) では「A Public-Private Partnership is a contractual agreement between a public agency (federal, state or local) and a private sector entity. Through this agreement, the skills and assets of each sector (public and private) are shared in delivering a service or facility for the use of the general public. In addition to the sharing of resources, each party shares in the risks and the rewards potential in the delivery of the service and/or facility.」と定義づけている。
- 24 国際連合広報センターホームページ「2030アジェンダ」 http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/ (2018 年6月8日現在)

表2 内閣府 民間資金等活用事業推進室 「PPP/PFIの推進について」より

図2 豊島区新庁舎 豊島区ホームページより





国民負担率の推移(社会保障費除く) 筆者作成

	国民所得(NI)	租税負担(%)	国民所得/租税負担率
	単位:兆円	※社会保障費は別途	
昭和45	61.0	18.9	11兆5290億円
55	203.9	21.7	44兆0510億円
平成元	320.8	27.7	88兆6400億円
10	378.0	23.0	86兆9400億円
20	364.0	23.5	85兆5400億円
29	402.9	25.0	100兆5000億円

→ 契約金額(累計)

年度

ターンの設計、②契約によるガバナンスの2つの 原則が用いられていること。(2)(広義のPPP)何 らかの政策目的を持つ事業の社会的な費用対効果 の計測、および、もっとも高い官、民、市民の役 割分担を検討すること。」と定義している。25

(累計)

表2に示されたように国内においては平成29 までにPPP/PFI事業は609件が実施されて、5兆 4,686億円に登る案件形成が実現している26。一例 として、豊島区の事例では1996年に財政難で新庁 舎建設が白紙になっていた。さらに1999年に負債 872億円に陥っていたが、図2のようにPFIによ って新庁舎を建設。2015年に竣工した豊島区役所 の新庁舎建設(地上49階・地下3階/総工費430 億円)は、公有地(旧日出小学校跡地:約4,500 m²、旧南池袋児童館:約 640 m²) を周辺の地権 者とともに市街地再開発事業を実施し、資産価値 を高めた上で、市街地再開発組合がマンション・ 商業施設等を併設する複合施設を整備した。庁舎

25 現在、行政事業を官民パートナーシップで行う事例も含め、住民参加のアプローチでNPMをNPG(New Public Governance)として論じることが増えている。住民参加の観点からNPGとして捉える傾向が地方自治 においては多くなっている。行政事業に関しては「契約」によるガバナンスがあり、行政によるモニタリング が基本となるが、議会の行政監視によるガバナンスが求められる。

しかし、地方議会の機能不全を克服するために住民参加によるガバナンスが注目されることとなる。本研究ノ ートでは、住民参加の重要性を踏まえつつも、経営の専門的知見を基とするプロフェッショナルリズムも背景 としてNPMとして捉える。

26 「PPP/PFIの推進について」内閣府 民間資金等活用事業推進室 平成29年7月7日 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/innovation/170707/pdf/shiryou7.pdf#page= 1 2018年8 月30日現在

1階~9階が区役所、11階~49階を分譲マンショ ンとして売却益し124億円を得る。また、旧役所 跡地を民間に貸出して約191億円を捻出した。加 えて国からの補助金106億円によって、民間資金 を活用して新規の税負担を増やさず実現すること で、公共事業における次世代モデルとして紹介さ れている。

豊島区新庁舎の事例など、個別のPPP事例を案 件として見る限りVFMとしての成功を積み重ね ており、官業を市場化テストや指定管理者制度等 により民間への市場開放すれば、行政経費が削減 されることは明らかである。しかし、NPMに基 づく様々な行財政改革がおこなわれて効果が実証 されているにもかかわらず、財政状況は改善され ていない。

表3に整理したように、社会保障費を除いた 国民負担率を見てもバブル経済前後の変動を除 けば、増大し続けていることは明らかである。 NPM/PPPによって生み出されたVFMは、行政経 費に余剰を生み出して、別の行政事業に充てられ ている。NPM/PPPによって生み出されるVFMが 行政全体を肥大化させる要因にもなる。本研究ノ ートでは、NPMとPPPの重要性とさらなる推進 の必要性を前提としつつ、全体としての財政状況 が改善する道筋について考察する。

第3節 日本におけるNPMの展開

日本においてもNPMが導入され、表4のよう に現在に至るまで様々な取り組みが行財政改革と して積み重ねられてきた。

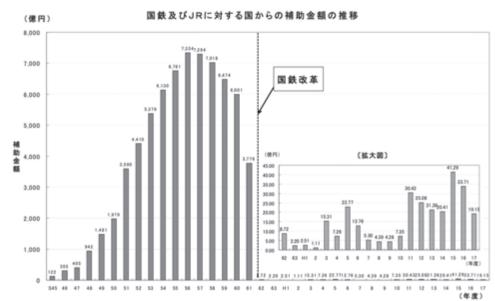
1981年にはじまる第2次臨時行政調査会(1981) は、鈴木善幸内閣が掲げた「増税なき財政再建」 を指針として、1984年までに赤字国債ゼロを目標 として「ゼロ・シーリング」が導入され、後の中

表4 総務省データ をもとに筆者27加筆作成

	国・地方における主なNPMの取り組み		参考情報
第1期 1980年代	土光臨調 第 2 次臨調発足(1981.3) 三公社民営化 (JR:1987/NTT:1985/JT:1985)		サッチャー改革 (1979~1990) レーガン改革 (1981~1989)
第2期 1990年代	行政手続法の制定(1993) 中央省庁再編(1996~2000)	情報公開法の制定(1999) PFI法(1999) 地方分権一括法(2000)	英国PFI法(1992) 三重県事務事業評価(1996)
第3期 2000年代	府省の大くくり再編 (2001.1) (1府22省庁⇒1府12省庁) 内閣機能の強化 独立行政法人制度創設 (2001.4) 特殊法人等改革 (2001.12) 郵政事業の公社化 (2003.4) 国立病院の独法化 (2004.4) 国立大学の法人化 (2004.4) 道路公団民営化 (2005.10) 郵政民営化 (2007.10) 政策金融機関の統廃合民営化 (2008)	PPP/PFIのスタート (官主導のNPM/PPP) (指定管理者制度) 「骨太方針」による行革の推進 政策評価制度の導入 (2001.1) 三位一体改革 (2002) 公共サービス改革法/市場化テス ト法 (2006) 特別会計改革 (2007/31→17)	
第4期 2010年代	新成長戦略 (2010年6月18日閣議決定) 国家安全保障会議 (2013) 内閣人事局 (2014)	PPP/PFIの推進 (官主導から民間主体へ) (独立採算型) (コンセッション方式) PPP/PFI推進アクションプラン 官民連携インフラファンド (2010~2020年約10兆円以上)	
第5期 2020年		PPP/PFIの進化 (官主導からの脱却) (地方から国へ) (財政健全化・小さな政府)	

27 総務省行政管理局 (2012)「これまでの行政改革の経緯と理念」

http://www.cao.go.jp/sasshin/kondan/meeting/2012/0507/pdf/s3.pdf 2018年年5月29日現在



「国鉄及びJRに対する国からの補助金額の推移」30国土交通省ホムページより 表5

曽根内閣での三公社民営化∞、橋本龍太郎内閣で の中央省庁再編などの起点となる。行政改革とい われる変革の流れを牽引してきたものはNPMの 理念にある。

日本の行政改革の第1期における象徴が「国鉄 民営化」である。英国サッチャー改革をモデルに 民営化手法によってNPMが具体化された。表5 のように、実際の効果としては、1956年に7.334億 円の補助金を受けていた状態から、民営化直後に は8億円(0.109%)まで一気に激減しており、直 近の財務諸表についてJR東日本29だけを見ても納 税額1.013億円(税引前利益3446億円-当期純利益 2433億円)となっている。

税金でまかなっていた国鉄時代と、税金を納め る民営化時代の差は明確である。非効率でお役所 的であったと批判される国鉄時代ストライキで社 会生活に混乱を生み出していた状況から比較する と、労使交渉も顧客に損害を与えず、また駅ナカ の充実や路線の乗入れなどサービス向上が目覚ま しい。このような改善が重ねられているにもかかわ らず、中央政府の財政状況は改善されていない³¹。

パーキンソンは、英国海軍の規模縮小に伴い、 本来削減されるはずの人員と予算が増え続けてい く事実を指摘して、"官僚組織は肥大化する傾向" (パーキンソンの第一の法則)を示している。さ らに、パーキンソンの第二法則として知られる『か ねは入っただけ出るものである』32という教訓を 踏まえて、"税収がある限り消化する"という弊 を克服する必要がある。そのためには行政自体を スリム化し、財政を最小化し、税金を最小限とす

- 28 千葉商科大学大学院政策研究科は、国鉄民営化等を推進した加藤寛名誉学長により設立された。"Kato-Kan School" (Kato Hiroshi School of Advanced Policy Studies) と称される。NPMの研究も本研究科の使命とし て位置付けられると考える。
- 29 JR東日本 会社要覧2017-2018 財務諸表 http://www.jreast.co.jp/investor/factsheet/pdf/factsheet_09.pdf 2018年5月29日現在
- 30 「国鉄及びJRに対する国からの補助金額の推移」国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/tetudo/kaikaku/01.pdf 2018年5月29日現在
- 31 このことは、無駄を無くして効率化を進めても社会保障費と公債費が増大する中で予算は不足することが指摘 されることを理解しつつも、本研究ノートでは、紙面の関係上、社会保障制度は扱わず、NPMに基づく公共 経営を論じることの断りを書き記しておく。
- 32 C.N.パーキンソン(1962)『かねは入っただけ出る‐パーキンソン第二法則』福島正光訳 至誠堂

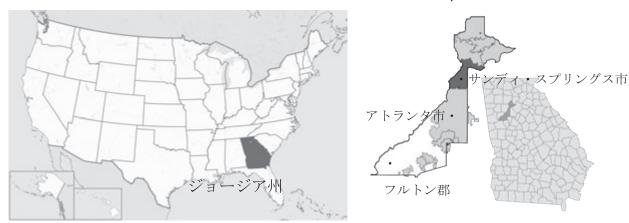


図3 ジョージア州サンディ・スプリングス市位置図 wikipediaより掲載

ることである。

国鉄民営化の事例が明らかにするように、官僚 機構の一部である限り必要な補助金は増大する。 民営化によって官でなくなると、経営者による自 立した財政が実現する。ドラッカーは民主主義か ら全体主義が生まれた苦い経験を踏まえて、企業 家が自立した経営を実現することで、雇用を創出 し、給与や社会保障を充実させ、国家の税収を増 やし、社会を豊かにして行くことの重要性を主張 して、「マネジメント」の概念を普及した。NPM を推進する意義もここにある。

第3章 NPMを徹底したサンディ・ スプリングス市の考察

第1節 サンディ・スプリングス市の基礎情報

これまでNPM/PPPが生み出されてきた歴史的 経緯を確認し、日本におけるNPM/PPPが推進さ れながらも財政状況が改善されない課題を概観し

NPMを徹底した事例として、米国サンディ・ スプリングス市がある。

サンディ・スプリングス市は、2005年に新しく

設立された自治体、米国ジョージア州北部に位置 する中心都市・アトランタ市の近郊にある人口約 10万人の市である。

地域住民が30年以上の間、市の独立を要求し、 サンディ・スプリングス市は設立された。ジョ ージア州は民主党が100年間多数党であったが、 2002年に共和党が上院と州知事のポストを得て、 2004年に下院のポストを得たことで新しい自治が 実現する。

サンディ·スプリングス市は、強い市長(CEO) 制度とシティー・マネージャー³³ (COO) 制度の 特徴を組み合わせ、市政運営を行う。この体制が 設立当初から市政を運営する専門的能力を有する シティー・マネージャーを登用することを可能に した。シティー・マネージャーが立案した予算等 は、市議会の議決を必要とする点で住民のガバナ ンスが確保されている。

市の設立時に、暫定シティ・マネージャーであ ったオリバー・ポーター氏は、行政運営を「契約 によって運営している都市 | で著名とされるフロ リダ州ウエストン市を視察し、民間企業によって ほとんどの行政サービスを運営している事例を参 考とした。

33 民間企業であれば経営力がなければ破産に至るリスクがあるため、MBA(経営学修士: Master of Business Administration) など経営に関する高い専門的な見識が求められる。一民間企業にあっても求められる高い 専門的な見識は、公共経営においては、納税者に対する税金を無駄にせずVFMを高める重大な責務と、住民 の要望や複雑な利害を調整することが求められる意味で、より高度な見識が必要となる。MPA(Master of Public Administration)、MPM (Master of Public Management)、MPP (Master of Public Policy) といった 公共経営における能力が社会的に必要なものとして、米国においては認知され、学問体系として確立している。

図 4 サンディ・スプリングス市公式紋章 2005年設立の理念「HONEST」「EFFICIENT」「RESPONSIVE」が刻まれている。



市の独立を求めてきた理由は以下のようなもの である。フルトン郡はジョージア州で最も行政コ ストが高い状態にあった。フルトン郡では混雑す るアトランタ市中心部にある郡事務所まで赴き、 駐車場を探して諸手続きをする煩雑さがあった。 フルトン郡では人口100万人に対して議員は7人。 議員1人が14万人を代表する状態では住民の声は 届かず、一地域(サンディ・スプリングス市はフ ルトン郡の1/10に過ぎない)の意見は常に多数 決で否決される状態であった。市の設立に暫定シ ティー・マネージャーとして携わったオリバー・ ポーター氏は「無責任、無反応が当たり前になっ ていた」と住民自治が無く、公共経営が不十分な 状況を指摘している。2005年6月6日の住民投票 では新しい市の設立に94%が賛成しており、フル トン郡に対する地域の不満を示している。サンデ ィ・スプリングス市の紋章には「HONEST」(誠 実)、「EFFICIENT」(効率性)、「RESPONSIVE」 (迅速な対応)という言葉が刻まれおり、フルト ン郡における「不誠実」「非効率」「非対応」な行

政運営に対するプロテストの意志が経営理念とし て示され、行政運営を主導する現状につながって いる。

日本においては、2009年に発刊された『自治体 を民間が運営する都市 米国サンディ・スプリン グスの衝撃』34によって紹介されて10年となる。

2014年にNHK「クローズアップ現代」³⁵におい て「白人富裕層の街」として報道され、"格差の 象徴"として扱われて以降、ネガティブに扱われ ている。客観性に欠けた情報でNPMの取り組み が罪悪視されることが危惧される。表6に米国国 勢調査のデータをまとめた。比較的豊かな地域で はあるが、人種・所得・貧困層のデータを確認し ても米国における平均値に近似しており、決して 特殊な街ではない。

米国Value Penginが発表した最新データでは、 2018年に全米で若者家族が自宅を購入したい街ラ ンキングで5位36になった。若者が住めるカジュ アルなイメージを含んでおり、白人富裕層だけが 住む特殊な場所ではないことを示している。

³⁴ オリバー・W・ポーター/根本祐二・サム田渕 監修(2009)『自治体を民間が運営する都市 米国サンディ・ スプリングスの衝撃』時事通信社

[&]quot;独立"する富裕層 ~アメリカ 深まる社会 35 NHKクローズアップ現代 No.3488 2014年4月22日 (火) 放送 の分断~

http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3488/1.html 平均所得1000万円以上と報じているが\$68,629(約748万 円)が事実である。

³⁶ Best Cities for Young Families to Buy a House in 2018 https://www.valuepenguin.com/best-cities-young-families-buying-homes 2018年6月7日現在

表6 アメリカ合衆国 国勢調査局 (Bureau of the Census) 最新データより 筆者作成

Population	SANDY SPRINGS	UNITED STATES
Population estimates, July 1, 2017, (V2017)	106,739	325,719,178
Population estimates, July 1, 2016, (V2016)	105,703	323,127,513
Population estimates base, April 1, 2010, (V2017)	93,817	308,758,105
Population estimates base, April 1, 2010, (V2016)	93,822	308,758,105
Population, percent change - April 1, 2010 (estimates base) to July 1, 2017, (V2017)	13.80%	5.50%
Population, percent change - April 1, 2010 (estimates base) to July 1, 2016, (V2016)	12.70%	4.70%
Population, Census, April 1, 2010	93,853	308,745,538
Age and Sex		
Persons under 5 years, percent	6.20%	6.20%
Persons under 18 years, percent	20.90%	22.80%
Persons 65 years and over, percent	12.30%	15.20%
Female persons, percent	52.90%	50.80%
Race and Hispanic Origin		
White alone, percent (a)	66.40%	76.90%
Black or African American alone, percent (a)	20.90%	13.30%
American Indian and Alaska Native alone, percent (a)	1.40%	1.30%
Asian alone, percent (a)	6.50%	5.70%
Native Hawaiian and Other Pacific Islander alone, percent (a)	0.00%	0.20%
Two or More Races, percent	3.20%	2.60%
Hispanic or Latino, percent (b)	13.20%	17.80%
White alone, not Hispanic or Latino, percent	57.30%	61.30%
Population Characteristics		
Foreign born persons, percent, 2012–2016	19.50%	13.20%
Housing		
Owner-occupied housing unit rate, 2012–2016	46.70%	63.60%
Median gross rent, 2012–2016	\$1,083	\$949
Income & Poverty		
Median household income (in 2016 dollars), 2012-2016	\$68,629	\$55,322
Persons in poverty, percent	11.80%	12.70%

また市の独立は白人富裕層が他を排除する閉鎖 的なものではない。近隣自治体と行政運営(刑務 所など)をシェアードサービスで共同しており、 相互協力により経費を削減している。また、所属 するフルトン郡への担税も果たしている。フルト ン郡の主要な財源として、公衆衛生や図書館、地 域緊急外傷センターの運営を支えている。

図5、図6のように2018年5月8日サンディ・ スプリングス市の新庁舎CITY SPRINGSが正式に オープンし37、5月15日には市議会の初議会が行 われた。6月にはCITYGREEN(新庁舎内公園)、 今夏にはSandy Springs Performance Art Center (1,070人収容)がオープンする。2012年に計画さ れ、2015年に建設がはじまった新庁舎の完成を節

2018年5月23日現在

³⁷ Sandy Springs officially opens new city hall at City Springs May 08, 2018 The Atlanta Journal-

https://www.ajc.com/news/local/sandy-springs-officially-opens-new-city-hall-city-springs/xBfRoeb 1 FASFqFOaw869fJ/

図5 The Atlanta Journal-Constitution webサイト 2018年5月8日付記事



図6 新庁舎CITY SPRINGS ホームページ



目として、サンディ・スプリングス市は新しいス タートを切っている。

ス市が設立された効果

先行研究のレビュー、現地視察における現シテ ィー・マネージャー/ジョン・マクドーナ氏、市

第2節 NPMに基づいてサンディ・スプリング 設立時の暫定シティー・マネージャー /オリバー・

表 7 各種資料をもとに筆者作成 サンディ・スプリングス市設立による主な効果

	設立以前	設立後
PPP/PFIによる運営	\$5000万	2005年設立時\$2400万
		2011年更新時\$1700万
税金	フルトン郡16%	固定資産税4.7%
	(所得税1.93%)	(住所得税0%)
予算	固定資産55億円を郡に支払い	全額を住民のために使用
	25億円を地域に使用 (45%)	25億円→100億円
	30億円の使途は不明	2年目で18億円、5年目で900億円貯蓄
職員数	828人	9人(設立当初4人)
	(Carl Vinson Institute of Government)	(CH 2 M135)
役所	アトランタ市中心部で駐車場がない	住民地域で駐車場が完備
市議会	フルトン郡1人(180,000人を代表)	市議会6人(15,000人を代表)
	議決が多数決で常に否決	メール毎日200件/年間20万件
コールセンター	無し	24時間、スタッフによるライブ対応
		コール後10秒以内に対応
警察	40人	130人
	十分な対応がない状態	3分以内に現着
信号調整	\$11million経済損失	120台のモニターカメラで解消
事業所免許登録	40,000件	95,000件(\$2.5million增)
業務手続き	3週間	非緊急:2日以内/簡易な内容:2時間以
		内
		簡素化・迅速化
建築確認申請	10部以上	3部
		建築許可 2 週間以内→企業誘致の要因
公園・レクリエーシ	_	企画会議で提案
ョン・プログラム		30日以内に実行
商工会議所	_	所属企業400社

ポーター氏への取材を踏まえて、これまでの成果 を整理し課題を考察する。38

サンディ・スプリングス市の最大の特徴は、「包 括的民間委託」によって警察と消防を除くほぼ全 ての行政運営を民間企業が担っていることにあ

このことは、肥大化しがちな職員給与、退職手 当、年金など典型的な官の非効率を伴う行政組織 によらないことで行政コストを半減させた39。

また、民間企業との「契約」は最低限のサービ ス提供が確保できるだけでなく、市場原理に基づ いて顧客の満足によって契約更新されるので、サ ービスの質が向上するインセンティブが働く。さ らに、民間企業では昇給・昇進の機会が与えられ る。包括的委任契約は裁量による自由で創造的な 取り組みを実現する。市役所への電話は24時間対 応のコールセンターによって、スタッフが10秒以 内に電話対応している。エマージェンシーセンタ ーは、地域の個人情報(年齢や病歴等)を掌握し ており迅速な危機管理対応を行っている。伝統的 行政運営では生み出されない運営を実現してい る。NPMに基づいてサンディ・スプリングス市 が設立された主な効果を表7にまとめた。

サンディ・スプリングス市において今までに なかったNPMを徹底した公共経営が実証された。 米国ではサンディ・スプリングス市モデルに習い NPMを採用する30都市に広がっている。日本に おいてサンディ・スプリングス市に類似する公共 経営を行う自治体がいまだ実現されていない。

第3節 サンディ・スプリングス市の先行研究

サンディ・スプリングス市の先行研究は4件(3 人) の学術論文が確認できる⁴⁰。三輪(2008) は、 東洋大学大学院で2回に渡り現地調査を行い、『自 治体を民間が運営する都市 米国サンディ・ス プリングスの衝撃』(オリバー・W・ポーター/ 根本祐二・サム田渕 監修 (2009) 時事通信社) にも携わり、サンディ・スプリングス市モデルの 日本への導入の可能性を検討している。日米の地 方政府の相違を検討し、日本は行政組織がより多 くの事務事業を持ち、官の守備範囲が大きいこと を指摘している。日米で共通項となる行政事業に おいて効率を比較し、導入の可能性を提言してい る。特に、政府資産において世界一大きな政府と なっている日本の行政においては、公有地・公有 施設の売却によってストックを削減することが、 キャッシュフローに余力を生み出すと指摘してい る。

難波 (2013)⁴¹は、市設立から6年のCH2M社 との契約期間を終えて、第二期(2011年~)に入 ったサンディ・スプリングス市と周辺市に与えて いる影響について報告している⁴²。第二期に際し て、サンディ・スプリングス市は、多くの企業が 参入できるように分業された。CH2M社が受託 していた業務を7部門に分割し競争的契約を行っ た。包括委任方式から分割委任方式やハイブリッ ド方式が取り入れられ、独占を回避させて市場原 理が主導するNPMの効果がより発揮されること を示した。この契約モデルの改善は、結果として は契約総額\$1700万/年の引き下げとなる。CH2

- 38 学術研究としてサム田渕教授(国連CoE地方政府PPP センター International Specialist Centre of Excellence on PPPs in Local Governments/AIIP所長,国連欧州経済委員会 P P P 推進局常任理事会副理事長)と2017年8 月に現地視察。
- 39 オリバー・ポーター氏は「米国で州・市レベルで、年金・退職金・保険等の支払い切れない債務は\$1兆に及ぶ。 サンディエゴでは、長期的負債\$1,400億あり半数は退職手当や年金である。」と指摘している。破綻したデト ロイト市を視察した際にも、退職者年金が大きな課題となっていた。
- 40 CINII 学術論文検索2018年4月5日現在
- 41 難波 悠 (2013)「変貌する市役所包括民営化:米・ジョージア州サンディ・スプリングス市の取組(特集 官と 民の役割分担を考える)」地方財務
- 42 オリバー・W・ポーター/根本祐二・サム田渕 監修(2009)『自治体を民間が運営する都市 米国サンディ・ スプリングスの衝撃』時事通信社 p.265 暫定シティー・マネージャーとして市設立に携わったオリバー・ポー ター氏はCH2M社のパフォーマンスを評価しつつ、CH2M社が近隣都市を含む広域化を進めていく中で事実 上の独占状態になりつつあることを当初より著書で示唆していた。

M時代は\$2400~2900万/年であった。当初予定さ れた行政コスト\$5000万の34%(66%削減)で運 営されている。市場経済に基づいて、公共事業を 担う多様な民間企業の参入することが、より廉価 でより質の高い行政運営を実現する。

山本(2014)⁴³はサンディ・スプリングス市と周 辺市を視察した内容が詳細にまとめており、包括 的民間委託に基づくPPP/PFIの基本的な情報を提 供している。

最近の研究として、難波 (2018)4は、2008年以 降に複数回現地視察をした取材に基づくサンデ ィ・スプリングス市と周辺自治体への波及につい て詳細な内容を報告している。日米の歴史と文化 による行政事務の相違を踏まえつつ、米国の周辺 自治体への多様な広がりを持つ事例を整理して 日本におけるPPP/PFI導入の必要性を指摘してい る。

サンディ・スプリングス 第4章 市が示す公共経営の要諦 と課題

財政健全化が進まない日本におけるNPMのイ ノベーションにつなげる観点からサンディ・スプ リングス市における公共経営の要諦を整理し、課 題を検討する。

第1節 「官民の守備範囲」をゼロベースで再考 する

サンディ・スプリングス市は2005年12月1日に 市が設立されるが、ジョージア州の規定により住 民投票から半年間という短い期間に設立準備を整 える時間的制約があった。財政基盤もなく、ボラ

ンティアだけで、市としての権限もない中で、独 自に人員を集め、教育し、行政組織を構築するこ とは不可能であった。この為45「包括的民間委託」 という手法を取ることとなる。人口約10万人のサ ンディ・スプリングス市は当初公務員4人でスタ ートし、行政経費の削減と行政サービスの向上を 実現した。即ち、公権力の行使、公共経営におけ る企画の判断責任以外はすべて民間に委託できる ことを示した。

肥大化した既存の行政組織では当然視されてい る行政事業について、「官でしかできないこと、 民にできること」を峻別して、「官の守備範囲」 をゼロベースで再構築した。断片的な事業仕分け ではなく、総合的体系的にミニマムな最小限の行 政をベースとした。セーフティーネットをないが しろにしたのではない。行政経費の削減について 経営判断をするために、幹と枝を分けて、優先順 位を明確にした。

第2節 「自立した住民」による行政運営の検討

サンディ・スプリングス市設立時点において、 表8のように住民ボランティア120人が参加した 14部門のタスクフォースが具体的行政運営の内容 や予算を検討し、ゼロベースでサンディ・スプリ ングス市をデザインした。参加した住民は、市に 対して過度な要求し、過度な依存をするのではな く、自立した姿勢で、財政に関して税収の範囲で 運営されるように計画した。

サンディ・スプリングス市は包括的民間委託 による運営をしているが、民間企業に丸投げを しているのではなく、タクスフォースで試算さ れた伝統的行政運営による費用 (Public Sector Comparator: PSC) を基として募集要項 (Request

- 43 山本 康友 (2014)「新たなる都市経営への挑戦: アメリカ サンディ・スプリングス市等からの報告 (諸外国の 行政事例)」都市とガバナンス
- 44 難波悠 (2017)「新市の設立がもたらす公共サービスへの問いかけ―サンディスプリングス市の包括民間委託 と周辺での広がりを事例に」東洋大学PPP研究センター
- 45 ドラッカー(1985)『イノベーションと企業家精神』 ドラッカーは「イノベーションの機会」として7つの 源泉をあげている。
 - (1)予期せざるものの存在、(2)調和せざるもの、かくあるべきものとのギャップ、(3)必然的に必要なもの、プロ セス上のニーズ、(4)近くの変動、産業や市場の構造変化、(5)人口構成の変化、(6)認識の変化、(7)新しい知識の 獲得。

表8 タクスフォースの分担

タクスフォース	説明
行政管理	組織構造、国勢調査、倫理規程、保険契約
会計	会計システム、経費予算、会計検査
財政	財源の確認、歳入・歳出、銀行の選別
人事	シティマネジャー募集、職員給与、福利厚生
情報技術	情報技術に関する需給体制の確認
法務	条例および自治司法制度の起草
警察	警察に関する必要事項、組織構造
消防	消防に関する必要事項、組織構造
公共事業・運輸	必要事項と運営計画
公園・レクリエーション	既存の公園と催事の現状、継続計画
地域開発	方法論の構築、計画・ゾーニング、許認可組織の必要事項
管財	市内におけるフルトン郡所有の資産確認
広報	タクスフォースの進捗を市民に伝え続けること
E911	E911サービスの需給体制の確認

For Proposal: RFP) を作成し、競争的契約によ って付加価値の高いPPP/PFIの契約を実現した。 納税者が予算や行政運営を検討することと、税金 によって養われている人間が予算を検討すること は全く異なる。株主総会における経営者の成果に 対する情報公開や外部監査の拡充など、結果につ いて株主・資本家の目線でガバナンスがイノベー ションされている。行政においても首長(行政当 局)の成果に対して、住民・納税者の立場で厳し くチェックすることが求められてる。46

日本の行政における行政事業評価書の多くは行 政当局の自己評価であり、単なる次年度の予算申 請書としての役割に終わっている。担当職員が自 己評価した内容を監査されることはなく、利害共 同体となっている。このようなお手盛りの評価や 甘いチェックが土台では、行政機構を大胆に削減 することはできない。

サンディ・スプリングス市は、ジョージア大学

カール・ヴィンソン州立研究所に専門的視点で市 設立の客観的な実現可能性調査を依頼し、全米の 同規模の行政運営に関する知見から比較検討して いる。様々な自治体の公共経営におけるデータベ ースを参考にして、税金の受益者負担の分析結果 に基づいて、住民負担が増えない自主財源に基づ く市の独立を維持している。新設の自治体だけで はなく、既存の自治体においても、地方自治を民 主主義の学校として、主権者意識を育て、住民活 動を支える地域の大学機関やシンクタンク等47の 役割が重要である。

第3節 自治体を運営する「公共を担う民間企 業」の参入

市設立当初において、タクスフォースにおいて 試算された同規模市の行政の運営費用(警察・消 防を除く) は約\$5000万とされたが、実際に包括 的業務委託を受注したCH2M社は約\$2400万に抑

東京新聞「【首都圏】<談論誘発>国と地方のムダ18兆9000億円に 役割分担を明確にして2018年2月10日 http://www.tokyo-np.co.jp/article/metropolitan/list/201802/CK2018021002000163.html 2018年8月30日現在

⁴⁶ 小川俊介(2017)『ニュー・パブリック・マネジメントにおけるローカル・ガバナンスのあり方について~ 対立型合意形成から公共経営型合意形成への一考察~ 』千葉商科大学大学院 Policy Study Review No.44 p.35-p.54 議会の機能不全を含めて主権者によるガバナンスのあり方を提言している。

⁴⁷ 地方自立政策研究所理事長、日本自治創造学会会長である穂坂邦夫氏は、システムとしての無駄は見過ごさ れており、「国と地方の役割分担明確化研究会」の検証として、都道府県と市町村の役割分担の明確化で18兆 9000億円の無駄が削減できると指摘している。

表9 山本(2014)「新たなる都市経営への挑戦」より転載

現在の受託企業	菜	当初の受託企業	現在の受託企業	
財務			ST Services 社	
情報サービス			InterDev 社	
コールセンター			Faneuil 社	
市裁判所			Jacobs 社	
地域活動/公園			Jacobs 11	
広報広聴			Callah and had Al	
	地域計画・ゾーニング	CHOM HILLS		
地域開発	建築・開発許可	CH2M Hill 社	Collaborative 社	
	法令執行			
	交通サービス			
	交通計画		URS社	
公共事業	下水道(雨水含む)管理			
	道路サービス			
	公共施設改善			

え、コストを48% (52%縮減) とした。英国にお いては、PFI事業におけるコスト削減が平均14% であったことと比べれば、52%の削減は行政経費 を従来の半額とする衝撃的な金額である。

しかも、経費削減だけではなく、サービスにお ける質も契約によって担保された。NPM/PPPに よって行政経費を半減し、公共サービスの品質は 従来の役所では提供できない高レベルのものとな る。

表9のように、第二期においては行政事業を分 割され、多くの企業が公共経営に参画することと なった。競争によって行政費用がより抑制でき、 サービスも向上している。NPMによる公共経営 から、業績成果、効率化、顧客志向(マーケティ ング)、簡素化、決算機能、イノベーションなど、 旧来の行政では成し得ない成果が生み出される。

日本においては、オリックスをはじめとする大 企業が10兆円規模の官業市場に参入して、民間企 業が行政を担う試みが進んでいる。水族館や病 院、空港やMICEなどの大規模事業が多く、箱物 行政に類似している。一方、地方では窓口業務や 清掃事業など単純事務事業のアウトソーシングを 行うことで止まっている。限られた民間提案型 PPPも試みられているが、民間企業が市の運営全 体を包括的に担う取り組みはまだ不十分である。⁴⁸

第4節 シティー・マネージャーのプロフェッシ ョナリズムによる提案

サンディ・スプリングス市では、歳入100億円 に対して歳出90億円で、毎年10億円を超える余剰 が計上されている。2017年の現地調査で、現シテ ィー・マネージャーであるマクドーナ氏はこの財 政の余剰について「かつてないことであるが自治 体で減税をして「小さな政府」を実現することが 全米に大きな影響力を与えることになる」と議会 に提言した。議員からは"将来のプロジェクト" のために貯蓄する意向で提案は採用されなかっ た。「かねは入っただけ出る」という「パーキン ソン第二法則」に陥らないために、公共経営のプ ロフェッショナリズムに基づいて、専門的な見識

民間企業による積極的な取り組みというよりも官の意向に基づく経費削減に重きが置かれている。

⁴⁸ 愛知県高浜市において、高浜市が100%出資する高浜市総合サービスが市の運営を包括的に担っており成果が 出ている事例がある。

をとして「減税」を示したのである。

サンディ・スプリングス市では2012年に今後 10年間において220億円を投資する開発構想を取 りまとめた「SANDY SPRINGS CITY CENTER MASTER PLAN」49 (以下、マスタープランと略 す)を策定し、さらに市設立10周年となる2015 年にマスタープランに基づく「THE NEXT TEN COMPREHENSIVE PLAN」50により10カ年計画を 取りまとめ発表する。この計画に基づいて、2018 年以降を第三期として位置付けている。⁵¹

昨年建設中のCITY SPRINGSの現地を視察し た。計画自体は市のアイデンティティーを確立す ることを意図しており、15エーカーに及ぶ地域を 「シティスプリングス」として開発し、中心には サンディ・スプリングス市庁舎が建設される。新 市庁舎には、建設許可やビジネスライセンス等の 市のサービスとともに、市議会議事堂と都市管理 事務所が収容される。サンディ・スプリングス市 は、計画全体におけるリーダーシップを発揮し て、戦略的なインフラ投資を行う中心的役割を担 うが、新しい投資の大部分は民間の出資から実現 するPPPを想定している。同市の計画が単なる箱 物行政で無く、税金の無駄遣いに陥らないと推測 できることは、インフラとしてのハード以上にコ ミュニティーの価値を高めるソフトが充実してい る点にある。市役所、アートセンター、公園、テ ナント、住宅等の地域全体の開発が相乗効果され るよう計画されており、住民や来訪者が増え、不 動産価値や企業の投資価値が高まる配慮がなされ ていることである。

例えば、玄関のブレイクアウトミーティングス ペースは、住民がミーティングを開催するのに最 適な場所で、大規模なグループにはカンファレン スセンターがレンタル可能。また併設するアート センター(収容人数1070人)、スタジオシアター(収 容人数350人規模)、4エーカーの「シティグリー ン」は緑地・公園・アウトドアパフォーマンスス テージがあり、クラシック、ポピュラー、ジャズ のミュージシャン、ダンス、演劇、コメディー、 ファミリーエンターテイメントによるコンサート 等を予定。市民を引きつけ、コミュニティーをよ り豊かにすることを主軸とした企画が様々に計画 されている。市庁舎と公園の地下には800台以上 の駐車スペースがあり、昼夜間の移動を踏まえて 周辺地域の交通環境も十分に配慮されている。さ らに、上記のようなコミュニティーの賑わいをマ ーケットとして、周辺地域からのアクセスを改善 し、25,000平方フィートスペースに魅力のあるテ ナント(レストラン・専門店・ヘルスケア・ブテ ィックホテル等)を誘致してストリート沿いに店 舗が展開する。開発エリア全体の80%の地域は住 宅街として整備され1500ユニットの賃貸施設が計 画されており、地域や不動産の価値を高めること で、今後予想される人口増を吸収するインフラが 整備されている。実際に、人口が増えており、イ ンド大使館やメルセデスベンツ本社等が誘致され ている。

サンディ・スプリングス市の設立に携わったオ リバー・ポーター氏は、マスタープランは「無税 都市」を意図しており、全米の交通要衝となるア トランタ空港を基軸として、市の魅力を高めて、 人口を増やすとともに数多くの企業が本拠地を移 すことを推進した上で、より効率的で質の高い PPPを構築していく戦略であるとしている。

[SANDY SPRINGS CITY CENTER MASTER PLAN]

http://citysprings.com/wp-content/uploads/2016/04/2012-12-18_Sandy_Springs_City_Center_Master_Plan-Adopted.pdf

(2018年8月30日現在)

- 50 THE NEXT TEN COMPREHENSIVE PLAN
 - http://www.sandyspringsga.gov/home/showdocument?id=14342 (2018年8月31日 現在)
- 51 「2018-2022 Consolidated Plan 2018 Annual Action Plan Sandy Springs, GA」市当局としては、5カ年毎に 計画している。

http://www.sandyspringsga.gov/Home/Components/MeetingsManager/MeetingItem/ ShowDocument/?documentID=7654

(2018年8月30日現在)

表10 サンディスプリングス市 決算書より筆者作成

単位:\$

		2007年		2012年		2017年	
人	П	約90,000	100%	93,853	104%	106,739	118%
歳	入	104,359,908	100%	95,490,558	91.5%	115,095,002	110.2%
歳	出	62,721,856	100%	65,772,423	104.8%	88,970,491	141.8%
余	剰	50,744,740	100%	29,718,135	58.5%	26,124,511	51.4%
累計	余剰	92,382,792	100%	238,289,353	257.9%	349,001,091	377.7%
余剰金日本	円1人あたり	約101億円(1人あたり11万円)		約262億円(1人あたり28万円)		約384億円(1人あたり36万円)	

サンディ・スプリングス市の決算書類より実際 の財政状況を見ると、2006年度は立ち上げの経費 が嵩んでいる。2007年以降が通常予算であると見 られる。2007年を基軸に、契約更新後の2012年、 最新決算の2017を表10に整理をして考察する。

人口の伸びが市設立当初の約90,000人から現在 の約106,739人と118%である。歳入の伸びは110% で、歳出の伸びは141%となっており、単純に人 口増よりも歳入は増えず、歳出は人口増よりも 増えている。また、余剰の伸びは58.5%、51.4%と 下がっているとはいえ20億円以上の黒字が累積し て、350億円もの余剰金がある。2015年10月20日 にシティセンター・マスタープランのために、収 益公債159,475,000ドル(175億4225万円)を発行 し、プロジェクト全体の完了に向けた資金提供に 222.712.000ドル(244億9832万円)の予算が設定 されている。

根本(2008)52はサンディ・スプリングス市にお ける包括民間委託の特徴として、資産を保有しな いことをあげていた。当初は、市役所はレンタル で資産を持たず、夜間使用しない裁判所を議場と して兼用するなど、ライフサイクルコストにおけ る支出削減が注目されていた。しかし、市庁舎・ シティーホールが竣工して、累積する歳入を背景 に図書館なども検討されており、今後、財政の肥 大化が進んでいくことが懸念される。

財政民主主主義とは、本来は税負担を最小限と すること趣旨として、代表を通じて財政をコント ロールすることを意味している。実態として首長 や議員が選挙における当落を背景に "民意に応え るため"に過剰な予算配分をすることで財政が肥 大化することが民主主義のジレンマとして問題と なる。住民は予算をコントロールすることはでき ず、決算によるイノベーションも機能していな い。ここに民主主義の限界を超える必要がある。 "経営"において厳しい判断をするプロフェッシ ョナリズムとしての見識が必要となる。形式的な 財政民主主義では民意という名のもとに行政が肥 大化し、税負担の軽減や財政の健全化にはならな い放漫経営に陥る。実質的な財政民主主義は、住 民のニーズを十分考慮し、最先端の経営技法を駆 使し、高度で専門的な経営判断によって実現され

財政赤字の自治体でも肥大化しがちであること を考えると、約350億円もの余剰金があるサンデ ィ・スプリングス市の財政は、財政肥大化の誘惑 がより大きい。行政の肥大化が起きていくのか、 PPPに基づく公共経営によってさらに効率化する のか、減税による行政の縮減がなされるのか、サ ンディ・スプリングス市における今後の公共経営 を注視される。

第5章 NPMにおける今後の課題

NPMについて検討してきた。NPMが生み出さ れた歴史的な意義を踏まえて、NPMの重要性や 有効性を認めつつも、財政の健全化が進んでいな い現状を指摘した。その上で、世界的に注目せれ ているサンディ・スプリングス市を考察して、公 共経営の要諦を整理し、課題について検討した。

サンディ・スプリングス市において、NPMの 具体的な実践としてPPPによる財政の健全化への

52 根本祐二 (2008)『公民連 携白書 2008-2009』「リスク移転と包括化―PPPの将来を予測する」時事通信社

要諦を整理すると4点あげられる。

1点目は、「官の守備範囲」をゼロベースで再 検討して、ミニマム行政を明確にすること。日本 では財政赤字や公債発行が当然となっているが、 官の守備範囲が広範囲に及ぶ日本においてこそ、 既存の行政組織や行政事業をゼロベースで見直す ことが必要である。ミニマム行政を明確にして、 自治体の公共経営の自由度を高めることが課題と なる。

2点目は、「自立した住民」による予算・行政 運営の検討がなされること。改革派の首長の誕生 や活躍には、「自立した住民」の存在がなければ 既得権益や抵抗勢力に打ち克つことはできない。 また、改革を推進していた首長が変わった後、成 功モデルが消失することを防ぐことにもつなが る。自主的に地域社会に問題意識を持ち、民主主 義の学校として位置づけられる地方自治に政治参 加していく「住民自治」として大切である。単な るパブリックコメントにとどまらず、最も重要な 財政・予算におけるチェック機能としてのプラッ トフォームの構築が必要とされる。

3点目は、市を運営する「公共を担う民間企業」 の参入が積極的に行われること。

官の守備範囲を限定した上で、分業化により民 間企業の参入を容易にしつつ、競争的なプロポー ザルを促す必要がある。官業10兆円市場を民間開 放するために、市場化テストも導入されつつあ り、日本でもPPPが取り組まれていることは推進 すべきであるが、税金の投入ではなく民間資金に よる事業化が求められる。

4点目は、シティー・マネージャーのプロフェ ッショナリズムに基づく公共経営における高度 で専門的な判断が重要であること。サンディ・ スプリングス市においては、プロフェッショナル としてシティー・マネージャーが予算編成と成果 に基づくイノベーションの責任を担い、議会に提 出し、議決を通して住民との合意形成を行ってい

「入るを量りて、出るを制する」⁵³という規律 のある経営の基本に則って、限られた経営資源を 活用して、最大の効果を生み出す役割を担ってい る。各部署からの積み上げをまとめた役所による 予算編成ではなく、経営的危機感を持って住民の 満足を結果として生み出す戦略的視点から総合的 な優先順位による取捨選択と成果に基づくイノベ ーションが行われている。

日本版シティー・マネージャー制度は、官僚か らの志願者や学識経験者が登用されて、人材不足 の地方においては貴重な戦力となっている。一方 で、本来趣旨とは別に、現場によっては国からの 地方創生関連の補助金を獲得する手段として認識 され、NPMの意義が形骸化している。高度な専 門性を有する公共経営における総合的な判断がで きるプロフェッショナリズムとしてのシティー・ マネージャー制度の導入が重要である。

サンディ・スプリングス市においては、小さな 政府を基調とした官の守備範囲の狭さがあること や財政的に税金が安く税制の余剰もあることな ど、好条件に恵まれている。このような余力があ るからこそ、公共経営を推し進めるNPMの進化 が世界的に期待されている。サンディ・スプリン グス市の現状を見ると、ベンチマークに基づいて 住民の満足度や成果がビジュアル的にも分かりや すく開示されており、市の広報により各種タウン ミーティングへの住民参加もきめ細やかに設定さ れており、マスコミュニケーションは優れてい る。しかし、今後は行政部門の肥大化に対する「決 算」が重要となる。

NPMにおいては、主権者が良否を判断できる 公会計に基づく決算機能が欠落している。行政評

53 「礼記」王制 市原亨吉・今井清・鈴木隆一(1980)『全釈漢文体系12 礼記 上』集英社 「西郷隆盛遺訓」十四には「会計出納は、制度の由つて立つ所、百般の事業皆是より生じ、経綸中の枢要なれ ば、慎まずばならぬ也。

其の大体を申さば、入るを量りて出づるを制するの外、更に他の術数無し。一歳の入るを以て、百般の制限を 定め、会計を総理する者、身を以て制を守り、定制を超過せしむ可からず。否らずして、時勢に制せられ、制 限を慢にし、出るを見て入るを計りなば、民の膏血を絞るの外有る間敷也。然らば仮令事業は、一旦進歩する 如く見ゆるとも、国力疲弊して済救す可からず。」とある。

価をしても現状維持に正当性を与える根拠となっ て、本来のイノベーションの遂行を支える機能は 脆弱である。NPMによる行政改革や財政健全化 の実効力が乏しくなる。予算編成に多くの労力が 費やされて、住民代表による「議決」という"民 主主義の手続き"を踏んでいることが"絶対的な 根拠"となっている。実際には、予算案も法案も 官が作成したものであり、日本では地方議会での 検討による修正はほぼない。企業経営において は、売上目標や経営計画に基づく予算が設定され るが、「利益」と成果を示す「決算」において経 営方針の修正や経営責任者の退陣など、大きく変 化をもたらす要因となる。個人の仕事レベルでも PDCA (Plan Do Check Action) がなければ、業 務改善というイノベーションは成し遂げられな い。主権者の立場に立つ公会計によって、住民合 意の形成と肥大化した行政機構を縮減する大胆な 判断をくだすことが求められる。「実効力のある 決算システム」を付加することが今後のNPMに は必要となる。

参考文献

書籍

- [1] 小黒一正 (2014) 『財政危機の深層』NHK出版 新書
- [2] 根本祐二(2011)『朽ちるインフラ』日本経済 新聞社
- [3] ピーター・F・ドラッガー/小林宏治監訳『イ ノベーションと企業家精神』ダイヤモンド社
- [4] ピーター・F・ドラッガー/野田一夫監訳『マ ネジメント (上)』 ダイヤモンド社
- [5] ピーター・F・ドラッガー/野田一夫監訳『マ ネジメント (下)』 ダイヤモンド社
- [6] 山本勝市(1980)『社会主義理論との戦い』国 民文化研究会
- [7] Frederick Winslow Taylor (1911) [The Principles of Scientific Management http://www.gutenberg.org/ebooks/6435 2018年 5月29日現在
- [8] Christopher Hood (1991) [A PUBLIC MANAGEMENT FOR ALL SEASONS? J http://newdoc.nccu.edu.tw/teasyllabus/ 110041265941/Hood%20NPM%201991.pdf 2018年

5月29日

- [9] アダム・スミス (1776) 『諸国民の富』 岩波文 庫 第1巻~第5巻
- [10] F·A·ハイエク/西山千明訳(2013) 『隷属への道』 ハイエク全集 I-別巻 春秋社
- [11] ピーター・F・ドラッガー/上田惇夫訳 (1981) 『日本 成功の代償』ダイヤモンド社
- [12] C.N.パーキンソン/福島正光訳(1962)『かねは 入っただけ出る - パーキンソン第二法則』 誠堂
- [13] オリバー・W・ポーター/根本祐二・サム田渕 監修(2009)『自治体を民間が運営する都市 米国サンディ・スプリングスの衝撃』 時事通信社
- [14] 吉田寛 (2009) 『公会計の理論 税をコントロ ールする会計』東洋経済新報社
- [15] 岩崎信彦監修(2006)『地域社会の政策とガバ ナンス』地域社会学講座 東信堂
- [16] 上山信一(2009)『自治体改革の突破口』日経 BP
- [17] 上山信一(2004)『行政の経営改革』第一法規
- [18] 上山信一(2000)『行政評価の時代』NTT出版
- [19] 上山信一(1999)『行政経営の時代』NTT出版
- [20] 江藤俊昭編著 自治体学会議員研究ネットワー ク著(2015)『地方議会改革の最前線』学陽書
- [21] 江藤俊昭 (2008) 『地方議会改革 実践のポイ ント100』学陽書房
- [22] 大住荘四郎他共著(2004)『日本型NPM ニュー・ パブリック・マネジメント』ぎょうせい
- [23] 片山善博(2015)『自治体自立塾』日本経済新 聞社
- [24] 笠原英彦編(2010)『日本行政史』慶應義塾大 学出版会
- [25] ケインズ/塩谷九十九訳 (1941)『雇用・利子 および貨幣の一般原理』東洋経済新報社
- [26] 佐々木信夫(2008)『自治体をどう変えるか』 ちくま新書
- [27] ジャームズ・ブライス (1921) 「近代民主政治」 講談社学術文庫
- [28] 玉村雅敏 (2005)『行政マーケティングの時代』 第一法規
- [29] 玉村雅敏 (2005) 「行政マーケティングの時代」

第一法規

- [30] J・デルボラフ/石原鉄雄・山田邦男訳(1980) 『教育と政治』広池学園出版部
- [31] 西尾勝(1999)『行政学』有斐閣
- [32] 野田裕彦 (2009) 『PPPの知識』 日経文庫
- [33] 野田由美子 (2003)『PFIの知識』日経文庫
- [34] ハンナ・アーレント/志水速雄訳 (1998)『人 間の条件』ちくま学芸文庫
- [31] 村松岐夫(1994)『日本の行政』中公新書
- [32] 福嶋浩彦(2014)『市民自治』ディスカバー携 帯
- [33] F·A·ハイエク 西山千明訳(2013)『隷属への道』 ハイエク全集 I-別巻 春秋社
- [34] 民間政治臨調(1993)「日本変革のヴィジョン —民間政治改革大綱」講談社
- [35] 穂坂邦夫監修(2008)『地方自治 自立へのシ ナリオ』東洋経済新報社
- [36] 穂坂邦夫 (2008)『自治体再生への挑戦』 ぎょ うせい
- [37] 穂坂邦夫 (2008)『シティマネージャー制度論』 埼玉新聞社
- [38] 增田寛也編著(2014)『地方消滅』中公新書
- [39] 松下幸之助(1994)『21世紀の日本』PHP出版
- [40] 松下圭一(1999)『自治体は変わるか』 岩波新
- [41] 根本祐二 (2008) 『公民連 携白書 2008-2009』 時事通信社
- [42] マーガレット・サッチャー/石塚雅彦訳 (1993) 『サッチャー回顧録』(上) 日本経済新聞社
- [43] マーガレット・サッチャー/石塚雅彦訳 (1993) 『サッチャー回顧録』(下) 日本経済新聞社
- [44] 市原亨吉·今井清·鈴木隆一(1980)『全釈漢 文体系12 礼記 上』集英社

資料

- [1] 財務省「これからの日本のために財政を考える」 平成30年3月 https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/
 - related_data/201803_kanryaku.pdf 2018年5月 18日現在
- [2] 小林慶一郎 (2014) 「消費税率50%超が要求され る日本財政「不愉快な算術」」キヤノングロー バル戦略研究所

- https://www.nippon.com/ja/simpleview/?post_ id=24367 2018年6月9日現在
- [3]「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平 成19年6月22日法律第94号)
- [4] 難波悠 (2018)「新市の設立がもたらす公共サ ービスへの問いかけ―サンディ・スプリングス 市の包括民間委託と周辺での広がりを事例に」 東洋大学PPP研究センター
- [5] 児山正史 (2005) 「NPM (新公共管理) の類型化」 人文社会論叢 社会科学篇
- [6] 笠京子 (2002) 「NPMとは何か 執政部、市場、 市民による民主的行政統制」香川法学 21
- [7] 上野宏(2005)『民営化とニュー・パブリック・ マネージメントの論理的 帰結: 政府の新しい役 割』神戸大学国際協力論集12
- [8] 小林麻理・柴健次(2013) 「公共経営の変容と 会計の機能」会計検査研究 No.47 http://www.jbaudit.go.jp/koryu/study/mag/ pdf/j47d15.pdf 2018年6月8日現在
- [9] 国際連合広報センターホームページ「2030アジ エンダ」 http://www.unic.or.jp/activities/ economic_social_development/sustainable_ development/2030agenda/2018年6月8日現在
- [10] 内閣府 民間資金等活用事業推進室(2017)「PPP/ PFIの推進について」 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/ special/innovation/170707/pdf/shiryou7. pdf#page= 1 2018年8月30日現在
- [11] 総務省行政管理局(2012)「これまでの行政改 革の経緯と理念し http://www.cao.go.jp/sasshin/kondan/ meeting/2012/0507/pdf/s 3 2018年5月29日現 在
- [12] JR東日本「会社要覧2017-2018 財務諸表」 http://www.jreast.co.jp/investor/factsheet/pdf/ factsheet_09.pdf 2018年5月29日現在
- [13] 「国鉄及びJRに対する国からの補助金額の推 移」国土交通省ホームページ http://www.mlit. go.jp/tetudo/kaikaku/01.pdf 2018年5月29日現在
- [14] 「PPP/PFI推進アクションプラン (平成29年改 定版)」

- http://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/ actionplan1.pdf 2018年5月21日現在
- [15] NHK「クローズアップ現代」No.3488 2014年 4 月22日 (火) "独立" する富裕層 ~アメリカ 深 まる社会の分断~ http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3488/1. html 2018年6月4日現在
- [16] [Best Cities for Young Families to Buy a House https://www.valuepenguin.com/best-citiesyoung-families-buying-homes 2018年6月7日 現在
- [17] [Sandy Springs officially opens new city hall at City Springs | May 08, 2018 The Atlanta **Journal-Constitution** https://www.ajc.com/news/local/sandy-springsofficially-opens-new-city-hall-city-springs/ xBfRoeb 1 FASFqFOaw869fJ/ 2018年 5 月23 日現在
- [18] 難波 悠(2013) 「変貌する市役所包括民営化:米・ ジョージア州サンディ・スプリングス市の取組 (特集 官と民の役割分担を考える)」『地方財務』
- [19] 山本 康友 (2014)「新たなる都市経営への挑戦 : アメリカ サンディ・スプリングス市等から の報告(諸外国の行政事例)」『都市とガバナンス』
- [20] 難波 悠 (2017) 「新市の設立がもたらす公共サ ービスへの問いかけ―サンディスプリングス市 の包括民間委託と周辺での広がりを事例に」東 洋大学PPP研究センター
- [21] 小川俊介(2017)『ニュー・パブリック・マネ ジメントにおけるローカル・ガバナンスのあ り方について~対立型合意形成から公共経営型 合意形成への一考察~』千葉商科大学大学院 Policy Study Review No.44
- [22] [SANDY SPRINGS CITY CENTER MASTER PLAN | http://citysprings.com/wp-content/ uploads/2016/04/2012-12-18_Sandy_Springs_ City_Center_Master_Plan-Adopted.pdf 2018年 8月30日現在
- [23] THE NEXT TEN COMPREHENSIVE PLAN http://www.sandyspringsga.gov/home/ showdocument?id=14342 2018年 8 月31日現在

- [24] [2018-2022 Consolidated Plan 2018 Annual Action Plan Sandy Springs, GA http://www.sandyspringsga.gov/Home/ Components/MeetingsManager/MeetingItem/ ShowDocument/?documentID=7654 2018年8月 30日現在
- [25] 戸政佳昭 (2000) 「ガバナンス概念についての 整理と検討」同志社大学
- [26] 藤井禎介 (2009) [ローカル・ガバナンス 予 備的考察 - 」立命館大学 政策科学16卷 特別号
- [27] 東京新聞「【首都圏】<談論誘発>「国と地方 のムダ18兆9000億円に 役割分担を明確にし て」2018年2月10日

http://www.tokyo-np.co.jp/article/metropolitan/ list/201802/CK2018021002000163.html